

目次（1／2）

分野	業務区分	主たる技能	対応する技能実習職種	備考（技能実習制度との異同）	頁
介護					
ビルクリーニング					
リネンサプライ					
工業製品製造業					
	縫製	複数	7 職種 7 作業※	技能実習職種（※）に加え、カーテン製造を主たる技能に追加	34
建設					
造船					

※ タオル製造（工業製品製造業分野縫製区分）、かばん製造（工業製品製造業分野かばん製造区分）、管路更生（建設分野土木区分）については技能実習職種への追加申請中

（注）表中の「技能実習職種」の語は技能実習 2 号移行対象職種・作業を指す。
「分野」「業務区分」「備考」欄の赤字は新たに追加するもの（業務区分の追加は切り分けによるものを含み、主たる技能の整備予定は令和 7 年度時点でのもの）。
「業務区分」欄の緑字は、特定技能 2 号への移行が可能な業務区分。
「主たる技能」欄の青字は、業務区分全般に係る主たる技能について 3 年目試験として特定技能 1 号評価試験を活用するもの。
「頁」欄の赤字は今回新たにお示しする資料（黒字は第 5 回会議資料の再掲）